明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第百十四条の三十二第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の三十二第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三十四第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の三十四第一項第一号	一　組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所	一　組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の三十五各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の三十五第一号	一　組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所	一　組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の三十六第一項及び第百十四条の三十七第一項	施行法	施行法 なお効力を有する改正前国共済施行法
第百十四条の三十九	［略］	［略］
第百十四条の四十第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十の四第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］

第百十四条の三十二第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三十四	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
第百十四条の三十五、第百十四条の三十六第一項及び第百十四条の三十七第一項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
第百十四条の三十九	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十の四第一項及び第百十四条の四十二第一項	［同上］	［同上］